

全滋賀教組FAXニュース

新型コロナウィルス感染が広がる中、県立学校や小中学校で再び休校に入る事態となっています。

休校期間中の教職員の服務について、現場の先生方から問い合わせがあった件についてお知らせします。内容は、子どもの世話のための特休と非常勤職員の勤務に関することです。職場の先生方に広めてください。

子どもの世話をする 教職員には 特休を認める

県教委は、「新型コロナウィルス感染症拡大防止出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取り扱いについて（通知）」を県立学校長及び市町教育長に通知しました。

通知では、休校中に出勤が著しく困難な教職員に特別休暇を取ることができるとしています。対象となるのは、正規職員・臨時的任用職員・非常勤職員です。

著しく通勤が困難な場合は以下の3点です。

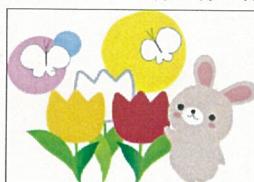
①職員が新型コロナウィルスに感染した場合

②職員またはその親族に発熱等の風邪症状が発症した場合

③休校措置により職員が子の世話をを行うために勤務しない場合

（子の年齢に条件はありません）

ただし、非常勤職員については、6ヶ月以上の継続勤務または1年間の勤務日が121日以上という条件があります



す。このどちらかに該当すれば、正規職員等と同じように特休を取得することができます。

この特別休暇は、「滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」第20条第3号「交通機関の事故その他の不可抗力の事故」が適用され、期間は「その都度必要と認める期間」とされています。

特休は時間単位でも取得できます。

休校期間中であっても、 非常勤講師の業務を認め 報酬は支給されます

県教委は、非常勤講師の報酬について、これまで「授業の打合せ、教材研究、定期考査問題作成・採点、成績処理、実習準備・片付け、補講授業等」を対象としてきました。休校措置に関わって、この運用を更に「授業準備、（休校期間中の）児童生徒の学習支援、教材作成、校内・家庭学習の支援」まで対象を拡大しました。

休校期間中であっても、非常勤講師の業務を認めて、年度当初の予算の範囲内で、業務に対する報酬を支給するとしています。

この件について、不明な点は全滋賀教組にお問い合わせください。先生方の声を聞き、県教育委員会に要望を上げ、話し合いを重ねてきました。ぜひ、先生方の声をお寄せください。

左のQRコードからメールを送れます。



しんぶん全滋賀教組
**FAX News
UNITE**
2020年3月2日

TEL 077-522-4965
FAX 077-522-4978
mail info@zkshiga.jp